

入札条件

(入札資格)

1. 入札者は製材業者、木材業者及び当組合の認めた一般需要者とする。

(入札方法)

1. 当組合の入札システムより締切時刻までに入札を行う。
2. 一般競争入札とし、売払番号ごとに1㎡単価で行う。(消費税を除いた金額)
3. 入札者は、入札保証金として10万円預託しなければならない。
ただし、国有林の入札参加資格者及び合法木材認定事業者は、保証金の納入を免除する。
4. 過去に、代金納入期限から1ヶ月以上経過しても代金の納入がなかった者については、参加者となることを認めない。
5. FAX、電話および口頭による入札は認めない。

(入札及び開札)

1. 当組合が指定した日時にインターネットを介した入札システムにより行う。
2. 入札は、現品を確認のうえ行うものとし、品質、数量、その他落札後の現品に関する異議申し立ては原則として受け入れない。

(売払の決定)

1. 入札の最高価格をもって落札とする。ただし、森林管理署の設定した予定価格に達しない場合は不落とする。
2. 同札の場合は、コンピュータシステムが抽選で落札者を決定する。
3. 入札に関連して不正行為があると認められたときは入札を無効とする。
4. 入札締切後の入札単価の変更、または取り消しは認めない。
ただし、悪意のない過失と認められる時は取り消しを認める場合もある。
5. 当組合の発行する請求書をもって売買契約書とする。

(買受代金の納入と搬出について)

1. 落札者は、落札の日から10日以内に代金(消費税込み)を、当組合が指定する金融機関口座へ振り込みしなければならない。なお、代金の支払い方法については現金振り込みのみとし、小切手、約束手形による支払いは不可とする。
2. 落札者が、期日までに代金(消費税込み)を支払わないとき、または売買成立後故意または過失により当組合に損害をあたえた場合は売払契約を解除することができる。この場合、保証金は損害の補てんに充当するため、保証金は返還しない。損害額が、発生した場合は当組合に納入しなければならない。
3. 買受材の搬出は、原則代金納入後可能とする。
4. 買受材の搬出期限は、入札日から原則として2ヶ月以内とする。2ヶ月を超えた買受け材については搬出延期料を徴収することがある。ただし、特別な事情により当組合が認めた場合は2ヶ月を超えて搬出することができる。(事前に「搬出延期申請」の提出が必要)

$$\text{搬出延期料} = \frac{\text{販売金額} \times \text{延期日数}}{1,000}$$

5. 買受材の搬出について、日曜・祝祭日は行わないものとする。

(その他)

1. この入札条件にない事項については、すべて当組合の定めるところによる。